



HOMEPAGE



TWITTER

【JR東日本八王子支社組合員差別事件】

反省皆無の都労委命令一部履行

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 喜勢 陽一

①令和4年4月19日に貴組合らの組合員X氏と面談した際の当社の立川駅長（当時）の発言及び②5年10月16日に同Y氏と面談した際の当社の立川運転区副長（当時）の発言は、東京都労働委員会において**不当労働行為であると認定**されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

※上記会社掲示は一部割愛、加工しています

※「帰責」とは、責任を負わせるに値する落ち度のこと

今回の**不当労働行為(脱退勧奨)**事件は、**駅長および副長の言動を「支配介入」に認定したこと**、またそれらの言動について、**会社への[※]帰責を明確に認めたこと**です。駅長および副長の**“極めて悪質な組合嫌悪の言動”**と、それらを**「個人の問題」とせず「使用者としての行為」**つまりは**“会社の責任”**というのが今回の『**都労委命令**』であり、いかに法令順守やガバナンスに問題があったのかを如実に示しています。しかし会社は、この『**犯罪行為**』に誠実に向き合おうとせず、全社員に対する周知徹底はおろか、一部事業場のみの履行にとどめているのです。

反省なくして再発防止はありえない！

経営陣の“罪に対する意識の低さ”は異常だ！